

行政委員報酬の改定案(たたき台)

(単位:円)

区分	甲案	乙案	現状(参考)	
			カット前	カット後
改定の考え方	【支給方法】 月額 【単価】 案1)常勤行政委員の月額単価(現行740,000円(カット前)※)を平均勤務日数(21日)で除した額を日額相当単価(委員長2割増)とし、これに1月の勤務日数を5日として乗じた額 案2)附属機関の報酬単価10,700円を参考に日額相当単価を10,000円(委員長2割増)とし、これに1月の勤務日数を5日として乗じた額 案3)現行額を基本にした額 【適用対象】 各行政委員会一律適用	【支給方法】 原則日額、一部委員会は月額 【単価】 日額＝常勤行政委員の月額単価(現行740,000円(カット前)※)を平均勤務日数(21日)で除した額(委員長は2割増) 月額＝ 案1)日額単価×勤務日数5日とした額 案2)日額単価×勤務日数8日とした額 【総額抑制】 日額支給対象となる委員会については、1月あたりの支給額に上限を設定(月額支給と同額) 【適用対象】 月額支給対象となる委員会は、月平均5日程度以上の活動があり且つ1回あたりの会議時間拘束が通常半日を超える公安委員会及び1月の平均活動日数が概ね9日以上(会議は概ね半日以内)となる労働委員会の公益委員		
委員長 (教、人、公、収、選、労)	案1) 月額 210,000 案2) 月額 60,000 案3) 月額 365,000	日額 42,000 【1月の上限: 案1)210,000 案2)336,000】 月額 案1)210,000 案2)336,000 (公安委員会、労働委員会)	365,000	292,000
委員長 (海)			97,000	77,600
委員長 (内)			49,000	39,200
委員 (監)	案1) 月額 175,000 案2) 月額 50,000 案3) 月額 310,000	日額 35,000 【1月の上限: 案1)175,000 案2)280,000】 月額 案1) 175,000 案2) 280,000 (公安委員会、労働委員会(公益委員))	425,000	340,000
委員 (教、人、公)			310,000	248,000
委員 (収、選、労[公益])			290,000	232,000
委員 (監[議員]、労[労使])			230,000	184,000
委員 (海)			82,000	65,600
委員 (内)			36,000	28,800

※常勤行政委員の月額単価については、知事等給料の改定率に応じて変動する。